

## 日本体育・スポーツ政策学会 会則

### 第1章 総則

第1条 本会は、日本体育・スポーツ政策学会（英文名 Japanese Society of Policy for Physical Education and Sport）と称する。

第2条 本会は、体育・スポーツ政策に関する科学的研究並びに会員の連絡協同を促進するとともに、体育・スポーツ関係機関、諸団体との協調を図り、体育・スポーツ政策の研究と実践に寄与することを目的とする。

2 本会の設立年月日は、平成3年3月16日とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学会大会の開催
- (2) 学会誌（「体育・スポーツ政策研究」）の発行
- (3) 研修会、講演会等の開催
- (4) 会報等の発行
- (5) 研究上の連絡促進
- (6) その他本会の目的に資する事業

### 第2章 会員

第4条 本会に入会するには、会員の推薦又は理事会の承認を必要とする。

2 会員の種別は、次のとおりとする。

- (1) 正会員：体育・スポーツ政策に関連のある研究者、政策に関連する業務に従事する者等で、本会の目的に賛同し、規定の入会金及び会費を納入した者。
- (2) 特別会員：体育・スポーツ政策に関連のある行政機関又は公的団体等で、本会の目的に賛同し、学会誌を購入する者。
- (3) 賛助会員：本会の目的に賛同する個人、団体、法人及び機関で、理事会により承認された者。
- (4) 名誉会員：本会に貢献のあった者で、理事会が推薦し、総会の承認を得た個人。
- (5) 購読会員：学会誌の購読を希望する個人又は団体で、所定の手続きが完了した者。
- (6) 図書館等賛助会員：本会の目的に賛同し、本会の学会誌を一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究等に資することを目的とする図書館等で、所定の手続きが完了した団体。

3 正会員になろうとする者は、入会金 1,000 円を添えて所定の入会申込書を提出しなければならない。本会を退会した者が再度、正会員になろうとする場合も同様とする。

第 5 条 会員は、本会の編集発行する学会誌等の配付を受け、本会の事業に参加することができる。

第 6 条 会員は、会費を納入しなければならない。金額は、正会員は年額 5,000 円、賛助会員は年額一口 20,000 円以上、購読会員は年額 3,000 円、図書館等賛助会員は学会誌の発行があった年度に年額 3,000 円とする。ただし、正会員のうち、大学生、大学院生及びこれに準ずる者は、年額 3,000 円とする。

2 名誉会員は、会費を徴収しない。

第 7 条 会員で 2 カ年会費を納入しない者は退会したものとみなす。

### 第 3 章 役員

第 8 条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 15 人以上 25 人以内

(2) 監事 2 人

2 理事のうち 1 人を会長とする。

3 会長以外の理事のうち、1 人以上を副会長、1 人を理事長とすることができる。

第 9 条 前条の役員は、正会員の中から選出する。

2 理事は、正会員の選挙又は会長の推薦によって選出された理事候補者の中から、総会の決議によって各々選任する。

3 会長は、正会員の選挙によって選出された会長候補者の中から、理事会の決議によって選任する。

4 前 2 項の選挙は、別に定める会長候補者及び理事候補者選挙規程により行う。

5 副会長及び理事長は、理事会において、理事の中から選任する。

6 監事は、総会の承認を経て、会長が委嘱する。

第 10 条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。

3 理事長は、理事会を総括する。

4 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。

5 監事は、会務を監査する。監事は、理事会に出席して意見を述べること並びに会務及び財産の状況を調査することができる。

第 11 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再選を妨げない。

#### 第 4 章 会議

第 12 条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

第 13 条 総会は、本会の最高議決機関であって、会長がこれを招集し、年 1 回開催するものとする。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、会長が招集する。

第 14 条 総会は、次の事項について審議決定する。

- (1) 事業報告及び収支決算
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 会則の改正
- (4) 規程の制定及び改廃
- (5) 役員の選出
- (6) その他の重要事項

第 15 条 総会の議事は、出席者の過半数をもって決定される。ただし、会則の改正については、出席者の 3 分の 2 以上の賛成により決定されるものとする。

第 16 条 総会の議事録は、事務局が作成する。

2 前項の議事録には、総会の出席者より選出された議事録署名人 2 名が署名する。

第 17 条 理事会は、理事長が招集し、会務を処理し、本会の運営の責めにあたる。

2 理事会の運営に関する規程は、別に定める。

#### 第 5 章 編集委員会

第 18 条 本会の事業のうち、学会誌の編集を行うため、編集委員会を置く。

2 編集委員会の運営に関する規程は、別に定める。

## 第6章 会計

第19条 本会の経費は、会費、入会金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月末日までとする。

## 第7章 事務局

第21条 本会の会務を処理するため、本会に事務局を置く。

- 2 本会の事務局は、〒305-8574 茨城県つくば市天王台1-1-1 筑波大学成瀬和弥研究室内に置く。
- 3 本会の所在地は、前項の事務局の所在地と同一とする。
- 4 前2項に定める所在地に変更が生じたときは、第14条及び第15条の規定にかかわらず、第2項を理事会の議を経て変更することができる。
- 5 事務局の運営に関する規程は、別に定める。

## 第8章 顧問

第22条 本会に顧問を置くことができる。顧問は、理事会の推薦により、総会において決定する。

- 2 顧問に関する規程は、別に定める。

## 第9章 補則

第23条 諸規程の施行に関する細則の制定及び改廃は理事会において行う。

## 附則

この会則は、平成3年3月16日より施行する。

平成4年11月21日改正施行。

平成8年11月9日改正施行。

平成9年12月20日改正施行。

平成12年12月2日改正施行。

平成 14 年 12 月 7 日改正施行。  
平成 17 年 12 月 10 日改正。  
平成 18 年 4 月 1 日施行。  
平成 18 年 12 月 2 日改正施行。  
平成 20 年 11 月 29 日改正施行。  
平成 23 年 4 月 1 日改正施行。  
平成 25 年 12 月 1 日改正施行。  
平成 25 年 12 月 15 日改正施行。  
令和元年 11 月 30 日改正施行。  
令和 3 年 11 月 27 日改正施行。  
令和 4 年 11 月 26 日改正施行。  
令和 5 年 12 月 2 日改正施行。  
令和 6 年 7 月 20 日改正施行。  
令和 6 年 11 月 30 日改正施行。  
令和 7 年 7 月 7 日改正施行。  
令和 7 年 12 月 13 日改正施行。